

## 県産品販路拡大支援事業補助金（令和7年度補正予算）交付要綱

### （通則）

第1条 県産品販路拡大支援事業補助金（令和7年度補正予算）（以下「補助金」という。）の執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。）及びこの要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、事業者とは、岡山県内に本社又は主な事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号までに定める法人（企業組合、協同組合等）をいう。

### （目的）

第3条 知事は、事業者の地域資源を活用した製品の高付加価値化及び販路拡大に資する取組を支援することを目的に、県産品の製造事業者に対し、商品開発や国内・海外展示会出展に要する経費を支援するため、本補助金を予算の範囲内において交付する。

### （補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、事業者のうち別表第1の要件をすべて満たすものとする。

### （補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費であって、令和8年2月1日から令和9年1月31日までに納品、支払等が完了するものとする。

- (1) 商品開発・テストマーケティング事業に要する経費
  - (2) 国内展示会出展事業に要する経費
  - (3) 海外展示会出展事業に要する経費
- 2 前項各号の経費は併せて申請することができる。
- 3 補助対象経費の補助率及び補助限度額は別表第2のとおりとする。

### （交付の申請）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書及びその他別に定める書類を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。ただし、予算額の上限に達した場合は、申請受付を終了する場合がある。

2 補助対象事業者は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費

税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時ににおいて消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは交付決定を行い、交付決定を受けた補助対象事業者に様式第2号による補助金交付決定通知書を送付する。

- 2 前項の交付決定の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)と補助上限額のいずれか低い額とする。
- 3 前条の規定により提出された申請書が到達してから、当該申請に係る第1項の規定による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日以内とする。

#### (申請の取下げ)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項の補助金の交付決定を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

#### (事業内容の変更)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を提出して、様式第4号による変更承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

#### (軽微な変更)

第10条 前条ただし書の「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 20%以内の減額変更の場合
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の内容の細部を変更する場合

#### (債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### (事業の中止及び廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による廃止承認申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

#### (事故の報告)

第13条 補助事業者は、自己の責任によらない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において

ては、速やかに様式第6号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第7号による実績報告書を、補助事業終了後15日以内又は令和9年2月10日のいずれか早い日まで（ただし、第12条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から15日以内）に知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは補助金の額を確定し、様式第8号による補助金の額の確定通知書を補助事業者に送付する。

(補助金の支払等)

第16条 知事は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を支払うものとする。  
2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9号による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第15条に規定する通知の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本交付要綱等、知事の处分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、本補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助事業者が、提出書類に虚偽の内容を記載し、申請したことが判明した場合
- (5) 本補助金以外の国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助金との重複受給等が判明した場合
- (6) 上記の他、知事が適当と認める場合

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取消しにやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金に係る経理)

- 第20条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

- 第21条 本交付要綱で定めるもののほか、補助金の交付及び補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和8年1月15日から施行する。

別表第1 補助対象事業者（第4条関係）

補助対象事業者の要件
<p>(1) 次のいずれかの基準を満たす加工食品及び非食品の製造事業者であること。</p> <p>①岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること。</p> <p>②岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあっては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること。</p> <p>③上記以外の商品であって、岡山県のイメージアップ及び知名度向上等に資すると岡山県知事が認めたもの。</p> <p>ただし、機械系ものづくりの製造品（石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具及び輸送用機械器具）を除く。</p>
<p>(2) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>①役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者</p> <p>②役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者</p> <p>③役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</p> <p>④暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者</p>
<p>(3) 県税に未納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。）</p>
<p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。</p>
<p>(5) 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）。</p> <p>①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者</p> <p>②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小</p>

企業者

- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等  
⑤①から③に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

別表第2 補助対象経費の補助率等 (第5条第3項関係)

経費区分	補助率	補助限度額
商品開発・テストマーケティング事業に要する経費		上限額：1,000千円 下限額： 250千円
国内展示会出展事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	上限額： 250千円 下限額： 100千円
海外展示会出展事業に要する経費		上限額： 300千円 下限額： 100千円